

新しいまちづくりに向けて〈まちづくりプラン前文〉

若狭町は、平成17年3月に誕生し、旧町の流れを引き継ぎながら事業を展開する中、平成18年度に若狭町総合計画を策定しました。

若狭町総合計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間として、基本構想における基本理念を「再生」、将来像を「輝きと優しさに出会えるまち」と定めています。

基本構想を実現するための基本計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間として、旧町で残された課題や施策を組み入れています。

特に、基本理念の「再生」をもとにした環境政策に力を入れ、三方五湖のラムサール条約湿地登録や「若狭町環境宣言」、さらには熊川宿「前川」の平成の名水百選選定など、「環境のまち若狭町」を全国に発信してきました。

また、「パレア若狭」や「五湖の郷」など、文化、福祉施設を充実するとともに、子育て支援に取り組むなど住民福祉の向上に努めながら、旧町間の融和を図ってきました。

近年は、社会情勢が刻々と変化し、長引く経済の低迷による雇用問題や税収の落ち込み、政権交代による国の事業や予算の大幅な見直しなど、財政力が乏しい若狭町への影響も大きいものになっています。

また、「地方分権改革」「地域主権改革」など、地方の自己決定権の拡充が図られる中、住民ニーズは、より一層、日常生活の安全・安心や温かな絆を求める志向が強まるなど、その価値観は多様化しています。

一方、若狭町においては、少子化と高齢化が同時進行し、人口減少が加速するとともに、産業の衰退、後継者不足が課題となっています。

誕生から5年が経過した若狭町は、さらに、心を寄せあって一体的なまちづくりを展開し、町全体の発展を期していく必要があります。

そこで、刻々と変化する社会情勢や住民ニーズ、そして若狭町特有の課題解決に積極的に対応し、若狭町として新たな発展を図っていくまちづくりを進めるため、その方向性を示した「若狭町まちづくりプラン」を策定しました。

まちづくりプランは、若狭町総合計画の前期計画を1年短縮した後期計画として位置づけ、基本構想に基づき、基本理念「再生」の概念を尊重するとともに、若狭町としての課題に対応し、固有資源など魅力を活かした計画としています。

そのため、計画策定に当たっては、「若狭町住民意識調査」や地域の課題解決に向けた「集落計画」など、多くの住民や地域の皆さんの声を反映するよう努めました。

まちづくりプランの基本戦略は「次世代の定住促進」と「住民自治の推進」です。

「次世代の定住促進」は、人口減少を抑制し、町全体に活力を生み出すことを意味しています。

また、「住民自治の推進」は、「自分たちでできることは自分たちで」の考えのもと、住民の創意と責任による、みんなで作るまちづくりを意味しています。

この2つの基本戦略を実現するため、まちづくりプランは、財政見通しを考慮した実施計画の策定や、検証・評価のための成果指標を設定するなど、実行性の高い計画としています。

新しい時代に生きる、新たなまちづくりの起点にたった若狭町。

自然と歴史文化、人々が共生する中で、この「若狭町まちづくりプラン」をもとに次代を担う若者たちが活躍し、住民が主役となるまちづくりを目指します。

～若狭町まちづくりプランについて～

現行の地方自治法第2条には「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定しています。「若狭町まちづくりプラン」は、若狭町という地域において「総合的かつ計画的な行政の運営を図る」ための考え方と施策を示したものです。

第1章「若狭町の現状と新しいまちづくりの課題」を受けて、第2章では、本プランで目指す若狭町のまちづくりの方向を示しています。まず、若狭町という地域のあるべき姿を凝縮した形で「まちづくりの理念」として描き、次に、その実現に向かって町の施策全体をけん引する「まちづくりの指針」として、基本戦略と政策目標を示しています。この基本戦略に導かれ、政策目標を達成していくための施策のうち、計画期間の間に、特に力を入れて推進を図っていききたい施策群を「重点施策」として特出しをしています。これが第3章です。第4章は、政策目標を達成していくための施策を網羅的に示しています。その上で、町(行政)の役割と責任を明確にしているのが第5章です。

1. プランの位置づけ

このプランは、まちづくりの基本的な方向を総合的に示す若狭町の最上位計画「若狭町総合計画」の後期計画として位置づけ、住民、地域、事業者、行政の共通の指針としての性格を持ちます。

2. プランの構成と期間

(1) 若狭町まちづくりプラン

まちづくりプランの期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間とします。

(2) 実施計画

まちづくりプランに示された各施策を実施に移すための具体的な事業を明らかにし、事業実施の年次や事業費の目安を定めた「実施計画」を策定します。

実施計画は3年間とし、毎年見直します。

若狭町総合計画

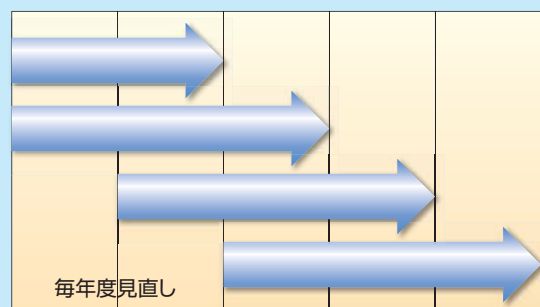
基本構想 平成19年度～平成28年度

前期計画

後期計画

若狭町まちづくりプラン
平成23年度～平成28年度

実施計画（事業実施の年次と事業費）



3. プランの推進

まちづくりプランを実効性のあるものにするため、施策や事務事業に成果目標を設定して、点検および評価を実施し、まちづくりプランの達成度や施策の効果を検証します。

評価結果を受け、新たな変化にも対応できるよう、事務事業の改善などを行い、まちづくりプランを効果的に推進します。

